



発行 新潟県

第 10 号

平成31年2月5日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

3 新潟県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（環境企画課）

告 示

- 100 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 101 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 102 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 103 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 104 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 105 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定辞退（障害福祉課）
- 106 農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）
- 107 保安林の指定（治山課）
- 108 保安林の指定解除予定（治山課）
- 109 公共測量の実施通知（監理課）
- 110 公共測量の終了通知（監理課）
- 111 二級建築士又は木造建築士の免許取消し（建築住宅課）
- 112 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）

規 則

新潟県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月5日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第3号

新潟県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県立自然公園条例施行規則（昭和44年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第18条 条例第12条第7項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(11)の2 <u>宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。</u></p> <p>(11)の3・(11)の4 (略)</p> <p>(11)の5 <u>境界標（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。）を設置すること。</u></p> <p>(11)の6 <u>受信用アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。）を設置すること。</u></p> <p>(11)の7 <u>電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。）すること。</u></p> <p>(11)の8 <u>既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲（径の変更を除く。）で張り替えること（色彩の変更を伴わないものに限る。）。</u></p> <p>(11)の9 <u>電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。</u></p> <p>(11)の10 <u>支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。</u></p> <p>(11)の11 <u>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。</u></p> <p>(11)の12 <u>野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メー</u></p> | <p>（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第18条 条例第12条第7項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(11)の2 道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。</p> <p>(11)の3・(11)の4 (略)</p> |

トルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。

(11)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物(以下「特定外来生物」という。)の防除の目的で、カメラを設置すること。

(12)～(17) (略)

(17)の2 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

(17)の3 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

(18)～(22)の9 (略)

(22)の10 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設、砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。

(22)の11～(26)の2 (略)

(26)の2の2 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(26)の2の3 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(26)の3～(27) (略)

(27)の2 認定保護増殖事業等の実施のために別表に掲げる植物を採取し、又は損傷すること。

(27)の2の2 (略)

(27)の2の3 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(27)の3～(27)の6 (略)

(27)の6の2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(27)の7～(29)の12 (略)

(29)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。

(12)～(17) (略)

(18)～(22)の9 (略)

(22)の10 河川法第3条第3項に規定する河川管理施設、砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。

(22)の11～(26)の2 (略)

(26)の3～(27) (略)

(27)の2 (略)

(27)の3～(27)の6 (略)

(27)の7～(29)の12 (略)

- (29)の14 (略)
- (29)の15 (略)
- (29)の16 (略)
- (29)の17 (略)
- (29)の18 (略)
- (30)～(34) (略)

(35) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

イ 風致の維持のために行われる措置の内容

ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を、知事に通知する旨

(36) (略)

(普通地域内における届出を要しない行為)

第20条 条例第14条第7項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第18条第1号から第11号の13まで、第19号から第22号まで、第23号から第26号の2の3まで、第28号又は第29号に掲げる行為

(2)～(15) (略)

(16) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下

- (29)の13 (略)
- (29)の14 (略)
- (29)の15 (略)
- (29)の16 (略)
- (29)の17 (略)
- (30)～(34) (略)

(35) (略)

(普通地域内における届出を要しない行為)

第20条 条例第14条第7項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第18条第1号から第11号の4まで、第19号から第22号まで、第23号から第26号の2まで、第28号又は第29号に掲げる行為

(2)～(15) (略)

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| <p>この号において「工作物の新築等」という。)</p> <p>ア <u>催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間</u></p> <p>イ <u>風景の維持のために行われる措置の内容</u></p> <p>ウ <u>原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限</u></p> <p>エ <u>工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を、知事に通知する旨</u></p> <p>(17) (略)</p> | <p>(16) (略)</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第100号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成31年 2 月 5 日

新潟県知事 花 角 英 世

| 名 称 | 所 在 地 | 担当する医療の 種 類 | 指定年月日 |
|----------------|---------------------------------------|----------------|---------------|
| 北新調剤薬局 吉田店 | 燕市吉田3749 | 育成医療・更生医療 | 平成31年 2 月 1 日 |
| 訪問看護ステーションランジュ | 新発田市中央町4丁目468番地12 チサンマンション 新発田501号 | 育成医療・更生医療 | 平成31年 2 月 1 日 |

◎新潟県告示第101号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成31年 2 月 5 日

新潟県知事 花 角 英 世

| 名 称 | 所 在 地 | 担当する医療の 種 類 | 廃止年月日 |
|------------|----------|----------------|----------------|
| 北新調剤薬局 吉田店 | 燕市吉田3749 | 育成医療・更生医療 | 平成31年 1 月 31 日 |

◎新潟県告示第102号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成31年 2 月 5 日

新潟県知事 花 角 英 世

| 名 称 | 所 在 地 | 担当する医療の 種 類 | 指定年月日 |
|------------|----------|----------------|---------------|
| 北新調剤薬局 吉田店 | 燕市吉田3749 | 精神通院医療 | 平成31年 2 月 1 日 |

◎新潟県告示第103号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成31年2月5日

新潟県知事 花角英世

| 名称 | 所在地 | 担当する医療の種類 | 指定年月日 |
|--------------------|-----------------|-----------|-----------|
| 医療法人社団本田脳神経外科クリニック | 阿賀野市下条町13-12 | 精神通院医療 | 平成31年2月1日 |
| ひまわり薬局 | 柏崎市北半田2-14-12 | 精神通院医療 | 平成31年2月1日 |
| 石川薬局松美店 | 柏崎市松美町1-1-36 | 精神通院医療 | 平成31年2月1日 |
| ウエルシア薬局新発田本町店 | 新発田市本町3-2-6 | 精神通院医療 | 平成31年2月1日 |
| ウエルシア薬局妙高栗原店 | 妙高市栗原2-5-10 | 精神通院医療 | 平成31年2月1日 |
| 共創未来 加茂薬局 | 加茂市青海町2-11-8 | 精神通院医療 | 平成31年2月1日 |
| 共創未来 坂町健康薬局 | 村上市大字下鍛冶屋575-9 | 精神通院医療 | 平成31年2月1日 |
| ほりのうち薬局 | 魚沼市堀之内4296-10 | 精神通院医療 | 平成31年2月1日 |
| ドレミ調剤薬局 | 燕市東太田字杉名田6863-1 | 精神通院医療 | 平成31年2月1日 |
| なぎさ調剤薬局 | 柏崎市茨目2-16-41 | 精神通院医療 | 平成31年2月1日 |
| ひかりの調剤薬局 | 柏崎市三和町3-10 | 精神通院医療 | 平成31年2月1日 |
| ポラリス調剤薬局 | 三条市南四日町4-3-11 | 精神通院医療 | 平成31年2月1日 |
| せきはら薬局 | 長岡市関原南2-4120 | 精神通院医療 | 平成31年2月1日 |
| さくら調剤薬局 | 三条市島田2-8-11 | 精神通院医療 | 平成31年2月1日 |

| | | | |
|---------------|------------|--------|-----------|
| みのり調剤薬局 | 長岡市栢尾表町1-3 | 精神通院医療 | 平成31年2月1日 |
| えちごメディカル古正寺薬局 | 長岡市古正寺町3-2 | 精神通院医療 | 平成31年2月1日 |

◎新潟県告示第104号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成31年2月5日

新潟県知事 花角 英世

| 名称 | 所在地 | 担当する医療の種類 | 廃止年月日 |
|------------|----------|-----------|------------|
| 北新調剤薬局 吉田店 | 燕市吉田3749 | 精神通院医療 | 平成31年1月31日 |

◎新潟県告示第105号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）は、その指定を辞退した。

平成31年2月5日

新潟県知事 花角 英世

| 名称 | 所在地 | 担当する医療の種類 | 辞退の効力発生年月日 |
|---------|-----------------------|-----------|------------|
| 聖籠クリニック | 北蒲原郡聖籠町大字蓮潟 2251-8 | 精神通院医療 | 平成31年2月28日 |

◎新潟県告示第106号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成31年2月5日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地利用配分計画の概要

| 市町村 | 賃借権の設定等を受ける者 | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|------|--------------|--------------------------|
| 村上市 | 1者 | 桃川小山田289番1ほか5筆 1.2ha |
| 関川村 | 1者 | 金丸72番2ほか14筆 0.8ha |
| 新発田市 | 19者 | 浦石蔵522番ほか212筆 30.1ha |
| 阿賀野市 | 19者 | 新保駒込303番1ほか176筆 19.8ha |
| 胎内市 | 6者 | 竹島四ノ割1878番ほか20筆 4.2ha |
| 聖籠町 | 8者 | 三賀白通422番1ほか75筆 6.5ha |
| 新潟市 | 49者 | 北区浦木浦木2646番ほか395筆 44.0ha |
| 五泉市 | 1者 | 五泉芋子江1351番1ほか25筆 1.7ha |
| 阿賀町 | 1者 | 鹿瀬寺ノ原3477番ほか5筆 0.7ha |
| 三条市 | 7者 | 鬼木新田居掛227番2ほか148筆 12.8ha |
| 燕市 | 26者 | 小牧江端1125番1ほか337筆 42.3ha |
| 田上町 | 2者 | 田上229番1ほか28筆 3.7ha |

| | | |
|------|------|---------------------------|
| 弥彦村 | 3者 | 麓下モロ219番ほか17筆 2.2ha |
| 長岡市 | 4者 | 下条町池尻325番ほか20筆 2.5ha |
| 見附市 | 10者 | 庄川町下川原907番2ほか85筆 13.1ha |
| 魚沼市 | 11者 | 干溝3448番ほか61筆 3.9ha |
| 南魚沼市 | 8者 | 四十日家ノ下1939番1ほか181筆 15.6ha |
| 十日町市 | 5者 | 中条丙959番ほか24筆 2.6ha |
| 上越市 | 2者 | 上箱井清水田71番ほか307筆 20.0ha |
| 妙高市 | 3者 | 大字関山平成7620番ほか8筆 2.3ha |
| 糸魚川市 | 4者 | 四ツ屋池の尾371番2ほか23筆 3.3ha |
| 佐渡市 | 117者 | 千手山口コウ948番1ほか953筆 141.2ha |
| 合計 | 307者 | 3,141筆 374.5ha |

2 申請年月日

平成31年1月25日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課

新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

◎新潟県告示第107号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成31年2月5日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林の所在場所

新潟県佐渡市岩首字高畑ケ331、2215、字高畑332から335、字ヲラクボ1091の1、字おら久保1092、1099、2228、2228の1、2228の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第108号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成31年2月5日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県東蒲原郡阿賀町小出字桃ノ木平5031の4、5031の30、5031の31、5031の36、5031の37、5031の49、5031の51、5031の52、5031の53、5031の55
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

◎新潟県告示第109号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新発田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年2月5日

新潟県知事 花角英世

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 平成31年2月15日から平成31年3月20日まで
- 3 作業地域 新発田市諏訪町2丁目地内

◎新潟県告示第110号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、長岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年2月5日

新潟県知事 花角英世

- 1 作業種類 公共測量（2級水準測量）
- 2 作業期間 平成30年8月1日から平成30年9月30日まで
- 3 作業地域 長岡市内

◎新潟県告示第111号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

平成31年2月5日

新潟県知事 花角英世

| 免許の取消しをした年月日 | 免許の取消しをした建築士の氏名 | 登録番号 | 免許の取消しの理由 |
|--------------|-----------------|--------|-----------|
| 平成30年10月12日 | 滝沢 万平 | 第6399号 | 死亡 |
| 平成30年11月9日 | 中村 誠太郎 | 第4513号 | 死亡 |
| 平成30年11月9日 | 田中 正次 | 第5876号 | 死亡 |
| 平成30年11月26日 | 山岸 一雄 | 第1122号 | 死亡 |

◎新潟県告示第112号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年2月5日

新潟県知事 花角英世

- 1 施行者の名称
上越市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 柿崎都市計画下水道事業

(2) 名称 上越市公共下水道(柿崎処理区)

3 事業施行期間

平成15年1月31日から平成38年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし